

郡上市電気事業経営戦略

団体名	岐阜県郡上市
事業名	電気事業
策定日	令和3年12月
計画年度	令和3年度～令和12年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用（全部適用・一部適用・法非適用の区分）	法非適用		
職員数	1人	最大出力※1	102kw
発電施設	水力発電 4箇所	年間発電電力量※1	1,404,751kwh
	風力発電 -	kwh当たり単価※1	34円（税抜）
	太陽光発電 -	FIT適用販売施設数	4箇所
	ゴミ発電 -	平均施設稼働年数※1	3年

※1最大出力については保有している発電施設のうち最大のものを記載。年間発電電力量及び年間電力料収入は、保有するすべての発電施設の合計を記載。
kwh当たり単価及び平均施設稼働年数は、保有するすべての発電施設の平均を記載

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 ※過去3年分を記載	H30	28,997千円	R1	35,230千円	R2	50,546千円
経常収支比率 （又は収益的収支比率） ※過去3年分を記載		243.4%		344.9%		265.6%
純損益 ※過去3年分を記載		-		-		-
資金不足比率※2 ※過去3年分を記載		-		-		-

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

平成27年6月より発電を開始し、平成30年3月から1カ所、令和2年5月から2カ所の施設で発電を開始した。適切な維持管理により安定した売電収益を確保している。自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、収益的収支比率は100%以上を維持していることから経営状況は良好である。

※2ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率（法適用企業の場合）＝（地方財政法15条第1項により算出した資金の不足額）／（（営業収益）－（受託工事収益））×100

資金不足比率（法非適用企業の場合）＝（地方財政法16条第1項により算出した資金の不足額）／（（営業収益）－（受託工事収益））×100

2. 経営の基本方針

この経営戦略は、郡上市総合計画などの各種計画との整合性を図りながら事業を推進している。4カ所の発電所は、県営地域用水環境整備事業で整備され、平成27年6月（石徹白清流発電所、平成30年3月（阿多岐清流発電所）、令和2年5月（干田野清流発電所、気良布平清流発電所）から発電を開始している。平成27年度から令和2年度までの総発電量は、4,318,197 kwhであり、設計発電量を下回っているものの安定した発電を維持しており、売電収入による安定した運営を行っている。

今後も自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、引き続き独立採算を図っていくためにも中長期的な維持管理計画の確立と設備利用率の向上を図るとともに、運転経費の削減に努めていく。

3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

現在のところ、固定的な資本の形成に向けられる新たな事業は予定していない。

②収支計画のうち財源についての説明

○料金収入について

営業収益は料金収入（売電収入）のみであり、自然現象や気象条件に左右されるとはいえ、施設の設備稼働率を向上させることが安定した収入確保につながります。平成27年の運転開始から総発電量は4,318,197kwhとなっている。令和3年度は4箇所、年間1,404,751kwhを目標電力量とし、本計画の料金収入を見込んでいる。今後も点検及び修繕を効率的に実施し、施設利用率の向上による料金収入の安定確保を図る。

○営業外収益について

営業外収益は、発電所施設の大規模メンテナンスの費用に充てるため、基金積立を取崩し、繰入を行って事業を実施する。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○一般管理費

施設管理業務・保安全管理業務・設備点検業務の外部委託費用、保険料、発電データ送信費用、需用費等

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

○施設の耐用年数について

耐用年数については、建屋38年、電気施設、施設機械については、22年とそれぞれ異なっていることや発電施設の立地場所や施設管理も異なっているため、それぞれに合った施設管理を行っていく。耐用年数経過後の施設のあり方については、これからの重要な検討事項であり、FIT制度を踏まえ、更新又は解体撤去、民間への払下げなどの事業実施に備え、安定した施設運営により計画的な基金積立を行い対応する。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新に関する事項	実態と乖離しないよう収支状況や施設更新の進捗管理を的確に行っていくため、5年を目途に事後検証を実施するなかで、FIT制度を踏まえ施設の更新又は廃止、民間への払下げの検討を行う。施設としては、FIT制度の20年間は維持することとする。
--------------------	--

投資・財政計画(収支計画)

区分	年度	(単位:千円)														
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	12,330	12,345	13,590	13,590	13,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590
収益的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金																
うち基準外繰入金																
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金																
うち基準外繰入金																
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
〇他会計繰入金																
収益的収支分		6,656	12,330	12,345	13,590	13,590	13,590	13,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590
うち基準内繰入金		6,656	12,330	12,345	13,590	13,590	13,590	13,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590
うち基準外繰入金																
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金																
うち基準外繰入金																
合計		6,656	12,330	12,345	13,590	13,590	13,590	13,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590
積立金	(J)	6,656	12,330	12,345	13,590	13,590	13,590	13,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590
前年度からの繰越金	(K)	6,656	12,330	12,345	13,590	13,590	13,590	13,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590	14,590
前年度繰上充用金	(L)															
形式収支	(M)															
翌年度へ繰り越すべき財源	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	(O)															
黒字	(P)															
赤字	(Q)															
赤字比率	(R)															
赤字比率	(S)															
収益的収支比率	(T)	344.9	265.6	236.5	204.3	247.8	218.1	168.0	233.9	172.3	236.9	153.8	208.4			
地方財政法施行令第16条第1項により算定した不足額の資金	(U)															
営業収益 - 受託工事収益	(V)	35,230	50,546	52,538	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440	52,440
地方財政法による不足額の比率	(W)															
健全化法施行令第16条により算定した不足額の比率	(X)															
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(Y)															
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(Z)															
健全化法第22条により算定した資金不足比率	(AA)															
他会計借入金残高	(AB)															
地方債残高	(AC)															

(単位:千円)

(単位:千円)